

○厚生労働省告示第百八十四号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十月一日から適用する。
 令和五年九月二十九日
 厚生労働大臣 武見 敏三
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表 I～V (略)	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	別表 I～V (略)	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品 名	単 位	品 名	単 位
	材料価格		材料価格
001 (略)	歯科铸造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)	001 (略)	歯科铸造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)
002	歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	002	歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)
003	歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	003	歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)
004	歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	004	歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)
006	歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	006	歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)
007～009 (略)		007～009 (略)	
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)
011	歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	011	歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)
012	歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	012	歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)
014～069 (略)		014～069 (略)	
VII～IX (略)		VII～IX (略)	